

# 浄化槽は正しく使いましょう!



## 浄化槽に関する問い合わせは

中央区 まちづくり推進課 TEL.053-457-2778 浜名区 北行政センター TEL.053-523-1114  
中央区 東行政センター TEL.053-424-0164 浜名区 まちづくり推進課 TEL.053-585-1151  
中央区 西行政センター TEL.053-597-1117 天竜区 まちづくり推進課 TEL.053-922-0027  
中央区 南行政センター TEL.053-425-1382

## 浜松市上下水道部 お客さまサービス課

〒430-0906 浜松市中央区住吉五丁目13-1

Tel 053-474-7915 Fax 053-474-8009

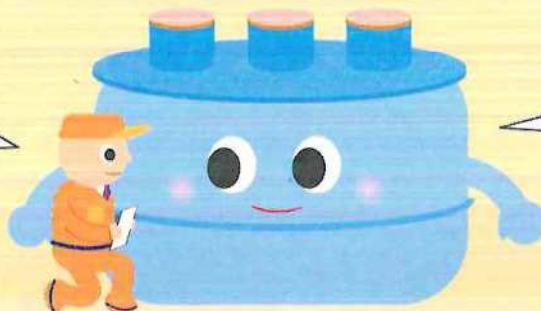
E-mail:service@city.hamamatsu.shizuoka.jp HP:https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp

# 浄化槽の点検・清掃・検査は 法律で義務付けられています

## ● ● ● 保守点検を定期的に行いましょう ● ● ●

(浄化槽法第10条)

〈実施するには〉  
市の登録を受けた  
保守点検業者へ  
依頼してください。  
裏面お問い合わせ先まで。



〈保守点検とは〉  
モーターなどの点検、  
浄化槽の機能検査、  
汚泥の調整、  
消毒薬の点検補給

〈罰則〉 浄化槽の保守点検を規定どおり行わない場合、6ヶ月以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処せられることがあります。(浄化槽法第62条)

## ● ● ● 清掃を定期的に行いましょう ● ● ●

(浄化槽法第10条)

〈実施するには〉  
各地域を担当する  
浄化槽清掃業者へ  
依頼してください。  
不明な場合は裏面  
お問い合わせ先まで。



〈清掃とは〉  
浄化槽内に溜まった  
汚泥・スカムなどを  
引き抜き、槽内を  
きれいにします。

年1回以上実施して  
ください。

〈罰則〉 浄化槽の清掃を規定どおり行わない場合、6ヶ月以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処せられることがあります。(浄化槽法第62条)

## ● ● ● 法定検査を受けましょう ● ● ●

(浄化槽法第7条・11条)

〈実施するには〉  
県知事が指定した  
検査機関へ依頼してください。  
(一財)静岡県生活科学検査センター  
西部支所(浜松)  
TEL.053-540-1365  
TEL.053-540-7868



〈法定検査とは〉  
公的機関による  
水質に関する検査

初回(7条)検査  
使い始めてから  
4~8ヶ月の間  
2回目以降(11条検査)  
年1回

〈罰則〉 浄化槽の法定検査が実施されていない場合、30万円以下の過料に処せられることがあります。(浄化槽法第66条の2)